

とちぎの特別栽培農産物認証・表示要綱

(制定平成12年3月10日 最終改正平成28年3月28日)

第1 目的

この要綱は、県民の食料に対する安全性や環境問題への関心の高まりに対応し、本県の生産者が一定の栽培方法に基づいて生産する農産物（農林物資の規格化等に関する法律に定める有機農産物は除く。）の認証・表示について必要な事項を定めることにより、県産農産物に対する消費者の信頼性の向上、消費者の適正な選択、生産者の保護等を図り、環境と調和した本県農業の振興を図ることを目的とする。

第2 対象農産物

認証の対象とする農産物は、次のとおりとする。

- (1) 本県において生産され、不特定多数の消費者に販売される農産物であって、別に定める認証基準に掲載された農産物
- (2) 前号の玄米を原料とし、とう精された精米
- (3) 第1号のはとむぎ、そば、茶、米、ゆうがお又は大豆を原料とし、精白、製粉、製麺、製茶、レトルト加工又はひも状に乾燥（以下「精白等」という。）された農産物加工食品

第3 認証された農産物の名称

別に定める認証基準に基づき栽培され、認証を受けた農産物の名称を「とちぎの特別栽培農産物（以下、「特別栽培農産物」という。）」という。

第4 確認機関の認定

特別栽培農産物を確認する業務を行おうとする団体（以下「確認機関」という。）は別に定める手続きに従い、知事に認定を申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による認定の申請が次の各号に掲げる要件の全てに適合していると認められる場合は、その認定を行うものとする。
 - (1) 県内に事務所を有すること。
 - (2) 指導・検査及び確認事務処理に従事する者が定められているなどの体制が整備されていること。
 - (3) 確認機関の長、確認業務の責任者等が県の主催する講習会等を受講していること。
 - (4) 第7の規定による認定の取消後、別に定める期間が経過していること。

第5 生産者等の登録

特別栽培農産物を生産し、特別栽培農産物の認証を受けようとする者は、生産を開始する前に確認機関を経由して、知事に登録（以下「生産登録」という。）を申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による登録の申請が次の各号に掲げる要件の全てに適合していると認められる場合は、その登録を行うものとする。
 - (1) 本県に居住する農業者、若しくは本県に居住する農業者で組織し、使用資材や使用回数等の栽培方法を統一している団体又は法人
 - (2) 別に定める特別栽培農産物の認証要件に適合していること。
 - (3) 第7の規定による登録の取消後、別に定める期間が経過していること。
- 3 特別栽培農産物として認証された玄米をとう精し、とう精後も、特別栽培農産物として流通しようとする者は、とう精を開始する前に第1項の手続きに準じて登録を申請し、とう精登録を行うものとする。
- 4 特別栽培農産物として認証されたはとむぎ、そば、茶、米、ゆうがお又は大豆を精白等し、精白等後も特別栽培農産物として流通しようとする者は、精白等する前に第1項の手続きに準じて登録を申請し、加工登録を行うものとする。

- 5 3によりとう精登録を申請する者（以下「とう精登録申請者」という。）及び4により加工登録を申請する者（以下「加工登録申請者」という。）については、農業振興事務所長が審査を行うものとする。ただし、主たる事務所並びに工場及び店舗の所在地が本県以外のとう精登録申請者及び加工登録申請者については、知事が審査するものとする。

第6 認証及び認証票等の表示

第4により認定を受けた確認機関が生産登録者が第5の2の（2）の栽培管理を行ったことを確認した場合は、特別栽培農産物として認証する。

- 2 確認機関が認証した特別栽培農産物については、認証されたことを示す別に定める認証票等を表示することができるものとする。

第7 確認機関及び生産登録等の認定等の取消

知事は、確認機関の事務が不相当であると認められたときは、確認機関の認定を取消、又は改善のために必要な指導を行うことができる。

- 2 知事は、生産登録、とう精登録、加工登録の認定又は認証が不相当であると認められたときは、その認定又は認証を取消し、又は改善のために必要な指導を行うことができる。

第8 県の支援・指導

知事は、特別栽培農産物の認証が円滑かつ適切に行われるよう次に掲げる支援及び指導を行うものとする。

- (1) 人材育成のための研修会及び講習会の開催
- (2) 検査の実施及び事後的な検証
- (3) 特別栽培農産物等に関する情報の提供
- (4) 環境に配慮した持続的農業を推進するための技術の研究開発及び普及指導
- (5) 表示の適正化指導
- (6) その他認証が円滑かつ適切に行われるために必要な事項

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、認証及び表示等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。